

# 放課後子ども教室推進事業

生涯学習政策局生涯学習推進課

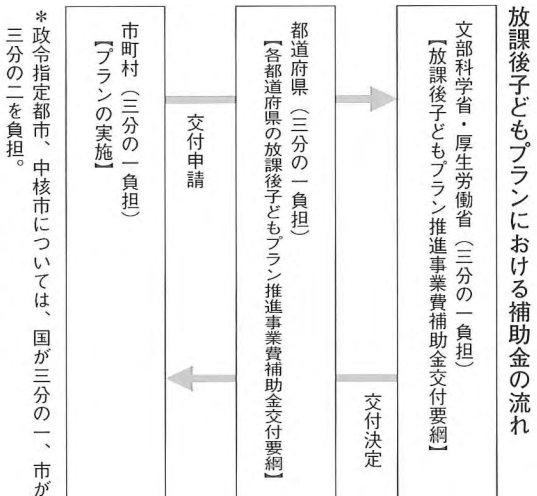
## 事業の趣旨

文部科学省では、平成一八年度まで実施してきた「地域子ども教室推進事業」の取組をふまえ、平成一九年度に「放課後子ども教室推進事業」を創設したところです。事業の趣旨は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施すること

よって、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するということです。なお、「放課後子ども教室推進事業」（以下、「本事業」という）は、「放課後子どもプラン」として、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」と連携・協力した総合的な放課後対策として実施するものです。

## 補助金の流れ

本事業の実施主体は市町村です。係る経



費については補助金であり、国、都道府県および市町村がそれぞれ三分の一を負担（政令指定都市、中核市は三分の二負担）して行う事業です。市町村（政令指定都市、中核市を除く。以下同じ）は、「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」に基づき、都道府県を通じ国へ補助金の申請を行います。

## 具体の活動

本事業の内容は次のとおりです。

- ① 都道府県、政令指定都市、中核市は、域内の総合的な放課後対策事業の在り方を検討する推進委員会を設置し、放課後対策事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策を策定するほか、指導者研修の企画、事業実施後の検証・評価等を実施。
- ② 市町村は、域内の本事業および放課後児童健全育成事業の運営方法等を検討する運営委員会を設置し、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画等を行うとともに、事業実施後の検証・評価等についての検討を実施。
- ③ 市町村は、各小学校区ごとに、放課後対

- 策事業の総合的な調整役を担う者としてコーディネーターを配置し、本事業と放課後児童クラブとの連携についての調整を図るほか、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画等を行う。
- ④ 子どもたちの安全管理を図る者として安全管理員を配置。
- ⑤ 学ぶ意欲がある子どもたちに対して、学習機会を提供する取組の充実を図る者として学習アドバイザーを配置。

## 取組状況

平成一九年度においては、全国八六五市町村において、六二六七か所の教室が実施される予定です。一教室あたりの年間平均開催日数は、約一二五日となっており、前身の「地域子ども教室」から約五〇日程度も伸びているなど、実施内容は充実しています。「放課後子ども教室」は、全小学校区（約二万か所）での実施を目指しており、平成二〇年度は全国一五五〇〇か所です。実施する経費を措置しています。

なお、今後、平成一九年度の取組状況を調査し、各都道府県、市町村の詳細な実施

状況を公表する予定としています。

## ホームページ

本事業に関する資料やこれまで発出した通知文書等については、「放課後子どもプラン」のホームページに掲載しています。また、同ホームページには、関係資料のほか、各自治体から寄せられたさまざまな事例について紹介するコーナー（事例紹介）や、その時々の活動を報告するコーナー（みんなの日記）、活動に参画いただいている地域の方々の声（ボランティア奮闘記）も掲載しています。ぜひご覧ください。ぜひお問い合わせの事例を今後も随時紹介させていただきますので、投稿をお願いします。

HPアドレス：<http://www.houkago-plan.go.jp/>

